

別表第一を削る。
 別表第二中「使用料(第十四条関係)」を「(第十四条関係)」に改め、同表第一号の表を次のように改める。

区 分	使 用 料 の 額 (使用面積一平方メートルにつき一年)
公園施設の設置の許可を受けて使用する土地	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の四を乗じて得た額
公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設	一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・四を乗じて得た額

備考

- 一 使用面積が一平方メートル未満であるとき又は使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を一平方メートルとする。
 - 二 使用期間が一年未満であるとき又は使用期間に一年未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を月割をもつて計算する。この場合において、なお一月未満の端数があるときは、当該端数を日割をもつて計算する。
 - 三 備考二の規定にかかわらず、使用期間が一月未満であるとき又は使用期間に一月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
 - 四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・〇五を乗じて得た額とする。
 - 五 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 別表第二第二号の表中「金額」を「使用料の額」に改め、同表の備考四を同表の備考八とし、同表の備考三中「除く。以下」の下に「備考七及び備考八において」を加え、「備考三」を「備考七」に改め、同表の備考三を同表の備考七とし、同表の備考二中「含む。以下」の下に「備考七において」を加え、「備考二」を「備考六」に改め、同表の備考二を同表の備考六とし、同表の備考一中「許可を受けてする」及び「(土地の占有にあつては、年を単位とするものを除く。)」を削り、同表の備考一を同表の備考四とし、同表の備考四の次に次のように加える。
- 五 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。
- 別表第二第二号の表の備考に一から三までとして次のように加える。
- 一 占用期間を単位とする占用については、次の(一)から(四)までに定めるところによる。
 - (一) 年を単位とする占用については、占用期間が一年未満であるとき又は占用期間に一年未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を月割をもつて計算する。この場合において、なお一月未満の端数があるときは、当該端数を日割をもつて計算する。

- (一) (一)の規定にかかわらず、年を単位とする占用であつて占用期間が一月未満であるとき又は占用期間に一月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
- (二) 月を単位とする占用については、占用期間が一月未満であるとき又は占用期間に一月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
- (三) 日を単位とする占用については、占用期間が一日未満であるとき又は占用期間に一日未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を一日とする。

二 占用面積を単位とする占用については、占用面積が一平方メートル未満であるとき又は占用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該占用面積又は当該端数を一平方メートルとする。

三 占用物件の長さを単位とする占用については、占用物件の長さが一メートル未満であるとき又は占用物件の長さに一メートル未満の端数があるときは、当該占用物件の長さ又は当該端数を一メートルとする。

別表第二第三号の表中「金額」を「使用料の額」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 一 使用期間を単位とする使用については、次の(一)及び(二)に定めるところによる。
 - (一) 月を単位とする使用については、使用期間が一月未満であるとき又は使用期間に一月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
 - (二) 日を単位とする使用については、使用期間が一日未満であるとき又は使用期間に一日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を一日とする。
- 二 使用面積を単位とする使用については、使用面積が一平方メートル未満であるとき又は使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を一平方メートルとする。
- 三 使用料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

別表第二第四号中「有料公園施設を利用する」を「都市公園の公園施設等を使用する」に改め、同号(一)の表を次のように改める。

区	分	使 用 料 の 額 (二面一時間につき)
テニスコート	平日	二一〇円

土曜日・日曜日・休日

四三〇円

備考

- 一 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
 - 二 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日という。
- 別表第二第四号(1)(イ)中「の施設」を「の公園施設」に改め、同号(1)(イ)の表の備考二中「利用者」を「使用者」に、「有料公園施設」を「県営野球場、県営陸上競技場、県営補助陸上競技場又は県営球技場（備考六において「県営野球場等」という。）」に改め、同表の備考五中「利用者」を「県営野球場等の使用において、使用者」に、「利用するとき」を「使用するときの使用料の額」に、「を徴収する。」を「の額とする。」に改め、同表の備考五を同表の備考六とし、同表の備考四を同表の備考五とし、同表の備考三中「並びに高等学校生徒」を「、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童」に改め、「、中学校生徒並びに小学校児童」を削り、同表の備考三を同表の備考四とし、同表の備考二の次に次のように加える。

- 三 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

別表第二第四号(1)(ロ)の表を次のように改める。

区		分		
		使 用 料 の 額		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	学生・生徒・児童	その他の催物に
	平日	一面一時間につき 九九〇円	一面一時間につき 二、〇五〇円	一面一時間につき 六五〇円
		一面一時間につき 一、四五〇円	一面一時間につき 四、六〇〇円	一面一時間につき 六、九五〇円
		一面一時間につき 二、〇五〇円		

一 この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義とするかを問わず、県営トレーニングセンターのアーリーナの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

二 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

三 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第三条に規定する休日をいう。

五 県営トレーニングセンターのアーリーナの使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもつて使用する時の使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

別表第二第四号(一)(イ)の表の備考二を削り、同表の備考一中「並びに高等学校生徒」を「、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童」に改め、「、中学校生徒並びに小学校児童」を削り、同表の備考一を同表の備考二とし、同表の備考に一として次のように加える。

一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

別表第二第四号(一)(イ)の表の備考四中「利用者」を「使用者」に改め、「とき」の下に「の使用料の額」を加え、「を徴収する」を「の額とする」に改め、同号(二)の表の備考を次のように改める。

備考

一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

二 この表において「一日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいい、「半日」とは、公開時間の開始時刻から正午まで又は正午から公開時間の終了時刻までをいう。

別表第二第四号(一)(3)の表オーバーヘッドプロジェクターの項、スライド用映写機の項、トスバッテングマシンの項及びテニスマシンの項を削り、同表の備考を次のように改める。

備考

一 使用時間を単位とする使用については、使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。

二 一回の使用に係るその他の器具の使用料の合計額が一〇、〇〇〇円を超えるときは、当該使用に係る使用料の額は、一〇、〇〇〇円とする。
 別表第二第四号(4)の表に備考として次のように加える。
 備考 使用時間が一時間未満であるとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を一時間とする。
 別表第二第四号(1)の表オートキャンプ場の項の前に次のように加える。

パークセンター		第一研修室	全区画	一時間につき	六九〇円
第二	研修室	二分の一区画		一時間につき	三五〇円
				一時間につき	九一〇円

別表第二第四号(1)の表パークゴルフ場の項を次のように改める。

パークゴルフ場			一	一般	一人三時間につき	三〇〇円
回数券(六回券)		学生・生徒・児童	一	一般	一人三時間につき	二〇〇円
	学生・生徒・児童					一、五〇〇円
						一、〇〇〇円

別表第二第四号(1)の表の備考を次のように改める。

備考

- 一 使用時間を単位とする使用については、使用時間がその使用について定められた使用時間の単位となる時間(以下備考一及び(3)の表の備考一において「単位使用時間」という。)に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 二 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童(これらの者に準ずる者を含む。)をいう。

別表第二第四号(2)の表パークセンターの項を削り、同号(3)の表モニターテレビの項の前に次のように加える。